

省令での診療制限は違法

オンライン義務化撤回求め244人が提訴

大阪を中心とした医師・歯科医師ら244人が、国に対してオンライン請求の義務がないことの確認を求めて4月23日、大阪地方裁判所に提訴した。提訴後に開かれた記者会見では、ABC・MBS・NHKのテレビ3社、朝日・読売・日経・毎日・産経・時事通信・共同通信・赤旗・メディアファクスが取材、翌日以降のメディアで報道された。

2次提訴の参加は5月末まで

原告団の内わけは、大 科保険医92人、兵庫(1人)、京都(1人)、奈良

(2人)、和歌山(28人)、山口(1人)、福岡(1人)。第2次提訴を6月なかばに予定しており、原告団への参加呼びかけを5月末まで行う。第1回口頭弁論期日は7月10日。

患者への影響に関心 記者会見

記者会見では、オンライン義務化による医師・

提訴後に行われた記者会見で、原告団弁護士の河村武信氏は「医師・歯科医師の診療行為は公共性が高く、憲法22条の営業の自由のみならず、国民の生命・健康に直接影響を与えるもので、これを厚労省の省令で制限することは本末転倒である」と強調。裁判で争われるテーマや、患者のプライバシーや生存権の侵害、法律ではなく省令によって国民の権利・義務の制限を行うなど、省令111号の違憲性・違法性について裁判所に沿って説明した(訴状抜粋は本紙10・12面)。



大阪地裁へ提訴行動をする原告団＝4月23日、大阪地裁前

悪循環を断ち切り 明日につながる

雇用管理

桂 好志郎(桂労務社会保険総合事務所所長)

「6回分で7回掲載してくれる回数券をもって、仲間の多くも購入している」、何の話かわかりません

「職員を大切にする院長の姿勢」から職員の信頼は生まれる

か、びっくりしました。

「どうせこない」「職員が不足しているので選考の余地なし」「採用前後の必要な教育や援助する時間も気持ちもない、どうせすぐ辞めてしまうから」、このような悪循環に入り、そのスピードが加速している状況を目にすることがよくありま



①

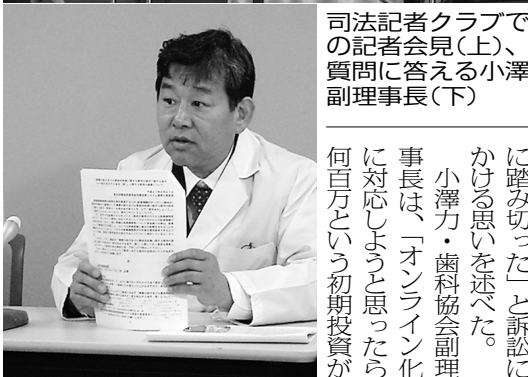
新たに制定された労働契約法の基本ルール

労働契約についての民

一方で安定した労使関係のもと、職員がこの院長のもとで働くことに誇りをもち、仕事はしんどいが助け合ってうまくいっている歯科医院もあります。もちろん医院経営も安定しています。少し紹介したいと思います(表)。

歯科医師への費用負担や、国民・患者への影響、プライバシーの漏えいなどへの質問が相次いだ。

高本英司・医科協合理事長は、防衛庁の軍事情報漏えいやUJJ証券



で(上)、小澤記者会見(下)の記者会見、副理事長

の顧客情報が漏れた事例などにふれ、「情報が漏れないことを前提に考えること自体に無理がある」と強調。また対応できない医師の切り捨てについて、実際に近隣の医師がオンライン義務化を

引き金に廃院し、何十年もかかっていた患者さんが自院に来院している状況を指摘し、「地域医療にも深刻な影響をおよぼす。診療以外の部分で義務化を押し付ける政府のやり方に納得できず訴訟に踏み切った」と訴訟にかける思いを述べた。

小澤は、「オンライン化に対応しようと思ったら何百万という初期投資が必要」と義務化による負担の大きさを指摘。「規制改革会議は、電子レセプトへの情報をカルテ並みにしようという考えがある。漏えいしたときの影響も質的に大きく変わってくる」と漏えい時の影響の深刻さを訴えた。

PR増刷号

今号はPR版として大阪府下の全歯科開業医にお送りしています。ご入会、協会の概要についてはお気軽にご連絡下さい。

この新聞を送るに際し、近畿厚生局・各種名簿などにより情報を取得致しました。この情報は、ご入会や講習会、各種共済制度のご案内、新聞の送付以外に利用することはありません。「今後の郵送を断る」などの申し出があれば、事務局までご連絡ください。

《ご連絡・お問い合わせは組織部まで》
Tel.06-6568-7731

歯界

「霞ヶ関という町名は時に外務省のことを指すが、日本の司法・行政の中枢官庁を集めた建物の通称で、「永田町」という立法府もあるが、日本の医療福祉も国民の居住現場から遠いこの場所 で形成されている。

国という人間集団がこれだけの権力構図なら、他の動物の例として女王蜂が君臨する蜂の巣と大差ないが、実際はもっと複雑な構造である。

霞ヶ関の大物である財務大臣が記者会見でへろへろに酔い潰れて職を失った記憶がまだ新しい時に、別の30歳の若者が深夜公園で酔い潰れて狼狽容疑で逮捕される大騒ぎとなった。

現代日本には霞ヶ関に匹敵する権力府が別にまだあり、毎日国民と触れあってメッセージを発信している。その人気者つまり実力者は、当然霞ヶ関の大臣に匹敵する高給取りである。

二つの権力構造が協力すれば国民なんかは働き蜂と戦闘蜂にすぎない。だが、待てよ。「永田町」があり選挙があった。



大阪府歯科保険医協会 敬
大 発 行 人 志 岐
大 阪 市 浪 速 区 幸 町 1-2-33
電 話 (06) 6568-7731 (代表)
http://osk-net.org/
2009年第1009号
(毎月5、15、25日発行)

大阪府歯科保険医協会 敬
大 阪 市 浪 速 区 幸 町 1-2-33
電 話 (06) 6568-7731 (代表)
http://osk-net.org/
2009年第1009号
(毎月5、15、25日発行)

「どうせこない」「職員が不足しているので選考の余地なし」「採用前後の必要な教育や援助する時間も気持ちもない、どうせすぐ辞めてしまうから」、このような悪循環に入り、そのスピードが加速している状況を目にすることがよくありま

一方で安定した労使関係のもと、職員がこの院長のもとで働くことに誇りをもち、仕事はしんどいが助け合ってうまくいっている歯科医院もあります。もちろん医院経営も安定しています。少し紹介したいと思います(表)。

は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならぬ」

A 歯科医院	・職員数15人(歯科医師2人・衛生士4人・技工士3人、全員正職員) ・この間の退職者は2名(退職理由は結婚と開業) ・ここ数年採用は職安のみ、求人誌掲載にかける費用は職員の昇給に ・年次有給休暇も完全実施、同じ10日でも1日の所定労働時間が9時間30分なので、1日7時間の医院とくらべると10日で約25時間分も多くなるが法定を厳守 ・年4回、日曜日を使い外部講師を招いての研修会を継続(当然割増賃金は支給)。また、各種のセミナーへの参加を奨励、経費は高額であっても援助惜しまず
	・職員数8人(歯科医師1人・衛生士3人) ・パート職員は1名いるが、全員月給制 ・この2年間退職者はいない ・パートナー医療をきっかけ、自分が院長をしている間は全職員との雇用関係の継続を宣言。そのための退職金制度の導入と周知、育児・介護制度の勉強会など実施 ・医療従事者としての自覚も高く、仕事以外の取り組みも積極的 ・職員のエネルギーはすごい
	・職員数15人(歯科医師2人・歯科衛生士10人) ・この1年間退職者はいない ・休日は年間130日以上 ・年末年始休暇は12月25日から11日間も ・患者数が多いが残業時間は月平均約10時間のみ、そのかわり勤務時間中の集中力は抜群